

## 変動型最低制限価格制度の一部改正について

令和5年4月1日から試行を開始した「変動型最低制限価格制度」について、適用対象とする案件の予定価格の下限を改正し、令和8年4月1日からは下記のとおり運用します。

### 記

#### 1 適用対象

契約管理課が電子入札の執行及び契約締結を担当し、かつ、最低制限価格を設ける案件のうち、予定価格が次の金額のもの。なお、総合評価方式及び単価契約の入札には適用しません。

**【建設工事】5千万円以上**      **【委託業務】2千万円以上**

(改正前    【建設工事】2千万円以上      【委託業務】8百万円以上)

#### 2 最低制限価格の算定

次の(1)と(2)を比較し、いずれか低い額を最低制限価格とします。

- (1) 最低制限基準価格：予定価格の基礎となる設計金額を基に「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」又は「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(以下「国等の基準」という。)に準じて算出した額
- (2) 最低制限基準価格に100分の90を乗じて得た額以上かつ予定価格以下の入札の平均額±標準偏差の範囲内の入札の平均額

#### 3 具体的な算定方法(別紙「最低制限価格の算定経過確認シート」参照)

- ① 最低制限基準価格に100分の90を乗じて得た額以上かつ予定価格以下の入札を抽出する。
- ② 上記①で抽出した入札金額の平均額を算出する。
- ③ 上記②の平均額と各入札金額の差から分散を算出する。
- ④ 上記③で求めた分散から標準偏差を算出する。
- ⑤ 上記①で抽出した入札のうち、上記②の平均額±標準偏差の範囲内の入札を抽出する。
- ⑥ 上記⑤で抽出した入札金額の平均額を算出する。
- ⑦ 上記⑥で算出した平均額と最低制限基準価格を比較し、いずれか低い方を最低制限価格とする。

#### 【備考】

- ・算定は初度の入札金額で行うものとし、再度入札となっても最低制限価格の再算定は行いません。
- ・上記①で抽出される入札が無い場合は、最低制限基準価格を最低制限価格とします。

#### 4 その他

本制度の試行によって、談合が疑われるような入札結果となった場合には、速やかに公正取引委員会及び捜査機関に通報します。

また、大幅な落札率の低下が生じ、本制度がダンピングを助長していると判断した場合には、本制度の試行を取りやめます。